

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

安城市長 三星元人

安城市条例第43号

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する
条例

安城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「ため1日の勤務時間の一部（2時間）」を「ため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が定める時間）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。